平成２２年（フ）第６１号
富山県高岡市野村568番地８
債務者　沖　　知也
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第８８号
富山県高岡市伏木湊町11番３号
債務者　城石　成敏
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第９５号
富山県高岡市蓮花寺633番地　県営住宅１棟203号
債務者　髙杉　　満
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１１１号
滋賀県彦根市沼波町48番地
債務者　北川　英夫
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第３３６号
京都府向日市寺戸町向畑15番地の１　西小路ハイツ７号
債務者　赤坂東太郎
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９１６号
京都市伏見区小栗栖牛ケ淵町30番地２　アルモード醍醐305号
債務者　長谷川大工こと　長谷川好夫
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９３０号
京都府南丹市美山町大野道ノ上23番地
債務者　下野　圭子（旧姓執行）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９７５号
京都市伏見区深草泓ノ壺町16番地　スペリオン伏見509号室
債務者　塚田　　實
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４１６号
兵庫県尼崎市長洲中通２丁目５番27号　長洲大田文化202号、前住所兵庫県尼崎市西立花町１丁目８番16号
債務者　村岡　　隆
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５００号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目１番３号エクセレンテ102、前住所兵庫県尼崎市東難波町４丁目１番３号エクセレンテ101
債務者　尾﨑　綾香
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１５６号
奈良市朱雀６丁目21番地の10　ラ・ミシェール101号
債務者　澤村　芳子（旧姓堀川）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２４３号
奈良県生駒市松美台44番地48
債務者　平井　美保
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２７２号
奈良市学園南３丁目13番16号　メゾン学園前105号
債務者　二木美代子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１２号
鳥取県鳥取市若葉台南５丁目２番12号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂３丁目６番43号
債務者　小嶋　泰弘
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１３号
鳥取県鳥取市若葉台南５丁目２番12号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂３丁目６番43号
債務者　小嶋　昭子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２５号
鳥取県鳥取市西品治351番地６　アプリコット202号、旧住所鳥取県鳥取市寿町908番地プチフルール106号
債務者　西垣　祐希
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２９号
鳥取県鳥取市古海704番地８
債務者　前田　幸輝
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
鳥取地方裁判所民事部